

会社法の改正に伴う定款改正に関する
実務上の最新情報
(中国・中部四省)

(2024 年 10 月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

武漢事務所

ビジネス展開課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）武漢事務所が天達共和法律事務所に作成委託し、2024年10月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび天達共和法律事務所は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび天達共和法律事務所が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

海外ビジネスサポートセンター ビジネス展開課

E-mail : SCC@jetro.go.jp

ジェトロ・武漢事務所

E-mail : PCW@jetro.go.jp

JETRO

目 次

一、	「改正会社法」施行後の実務運用関連の最新立法情報	1
	(一)「国务院の「中華人民共和国会社法」における登録資本金登録管理制度 実施に関する規定」	1
	(二)「会社登記管理実施弁法（意見募集案）」	2
二、	「改正会社法」施行後の定款改正に関わる実務上の運用	4
	(一)既存会社現行定款の改正届出期限について	4
	(二)定款における法定代表者に関する記載について	5
	(三)定款におけるコーポレートガバナンス構造に関する記載について	6
	(四)定款における従業員監事または従業員董事に関する記載について	7
三、	その他.....	7

会社法の改正に伴う定款改正に関する実務上の最新情報（中国・中部四省）

改正後の「中華人民共和国会社法」（以下「改正会社法」という）は、2024 年 7 月 1 日より施行されました。公布後 6 回の改正の中で最も時間がかかり、かつ最も全面的、大規模な改正と言われている「改正会社法」は、既に中国へ進出を果たしている日本企業および中国に設立されている日系中国現地法人のみならず、これから中国に進出しようとする日本企業にも大きな影響を及ぼすことになり、高い注目を集めています。

本報告書では、「改正会社法」施行後の実務運用関連の最新立法情報、および日系企業の皆様から多く問い合わせのある「改正会社法」施行後の定款改正にかかわる実務上の運用と、中部四省（湖北省・湖南省・江西省・河南省）における代表的な都市の市場監督管理部門から得た解釈を併せて整理してレポートします。

一、「改正会社法」施行後の実務運用関連の最新立法情報

「改正会社法」が施行された後、全国・全産業における統一かつ正確な運用を確保するため、国務院、国家市場監督管理総局、最高人民法院が改正会社法と関連する新法令またはその意見募集案を相次いで公布しました。関連法令の主旨は以下のとおりです。

（一）「国務院の「中華人民共和国会社法」における登録資本金登録管理制度実施に関する規定」¹（以下、「登録資本金管理規定」という）

「改正会社法」の第 47 条²、第 98³条は、有限責任会社の株主と株式有限会社の発起人の登録資本金払込期限（以下、「払込期限」という）を改正し、有限責任会社の株主に対して会社成立日からの 5 年以内、株式有限会社の発起人に対して会社成立の前に全額払い込むことを要求しています。

既存会社の登録資本金の払込期限を明確にするため、国務院が 7 月 1 日に「登録資

¹ 原文リンク：https://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/202407/content_6960377.htm

² 「改正会社法」第 47 条第 1 項仮訳：「有限責任会社の登録資本金は、会社登記機関において登記する株主全員の引受出資額とする。株主全員の引受出資額については、株主が会社定款の規定に基づき会社設立日から 5 年以内に全額払い込まなければならない。」

³ 「改正会社法」第 98 条第 1 項仮訳：「発起人は、会社設立の前に、自ら引き受けた株式に基づき、その株式引受金額を全額払い込まなければならない。」

「登録資本金管理規定」を公布し、既存会社の払込期限の調整について3年間の経過期間を設定し、以下のとおり明確にしました。

	経過措置	払込最終期限
有限責任会社	定款に定める払込期限が2027年7月1日から5年を超過する場合、2027年6月30日までに残余の払込期限を5年以内に調整しなければならない。	2032年6月30日
株式有限会社	発起人が2027年6月30日までに全額払い込まなければならない。	2027年6月30日

上記払込期限以外に、「登録資本金管理規定」は下記の実務上の運用も明らかにしています。

1、会社の生産経営が国家利益または重大な公共利益に関わる場合、国务院の関連部門または省級人民政府による意見が提出される場合、国务院市場監督管理部門がその元の払込期限に従って出資することを同意できる。

2、会社の払込期限、登録資本金が明らかに異常な場合、会社の登記機関（市場監督管理部門）は会社の経営範囲、経営状況およびその株主の出資能力、主要経営プロジェクト、資産規模等を結び付けて検討し、真実性、合理性の原則に反すると認定した場合、適時に調整することを要求できる。

3、会社が株主の引き受け・払い込みの出資額、出資方式、払込期限を調整し、または発起人が引き受けた株式数等を調整する場合、関連情報の発生日から営業日20日以内に、国家企業信用情報公示システムを通じて社会に公開しなければならない。

(二)「会社登記管理実施弁法（意見募集案）」⁴（以下、「登記意見募集案」という）

「改正会社法」と「登録資本金管理規定」の関連規定を徹底するため、国家市場監督管理総局が2024年7月26日に「登記意見募集案」を公布し、8月26日までのパブリックコメント募集がすでに終了し、正式稿の公布、施行を待っている状態となっています。

「登記意見募集案」は27条の条項で主に下記のことを明らかにしています。

⁴ 原文リンク：

https://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/art/2024/art_6c1c7053a1024d33b43857de73377c96.html

- 1、「改正会社法」に踏まえる会社登記・届出事項に関する具体的な要求（第2章）
 - (1) 董事届出の際に、監査委員会メンバーの情報も提出しなければならない。
 - (2) 会社の連絡担当登記の際に、その常用の連絡方法を提出しなければならない。
 - (3) 既存会社の払込期限調整に関する具体的な範囲。
 - (4) 既存会社の登録資本金が異常であるか、に関する考慮要素（下記の場合には、異常と認定する）。
 - 1) 払込期限が30年間以上の場合
 - 2) 登録資本金が人民元10億元以上の場合
 - 3) その他真実性原則に反し、非常識な場合
 - (5) 董事、監事、高級管理職の任職規制⁵、およびそれらの職務に対する会社側の任免要求（法定資格に満足できないことを知りまたは知るべき場合、30日以内にその者を免職しなければならない）。

2、会社登記業務の規範化（第3章）

- (1) 登記業務を代行する仲介業者とその従業員は、代理の身分を明記し、授權委任状を提出しなければならない。
- (2) 各当局間のデータ共有等により、会社住所・経営場所の実質存在と会社の所有権または使用权を認証できる場合、住所・経営場所の使用証明書類の提出を免除または簡素化できる。
- (3) 登記部門は会社の社名が法定条件に合致しない等を理由に、登記・届出を弁理しないことができる。
- (4) 会社休業届出情報の税務、人力資源・社会保障部門との共有。
- (5) 会社が有効な法的文書に基づいて出資者、法定代表者、董事、監事、高級管理職等の変更登記・届出事項を適時に行わない場合、登記部門は人民法院の執行協力要請により登記・届出を変更し、国家企業信用情報公示システムにおける記載を変更する。

⁵ 「改正会社法」第178条には、下記任職規制を定めています。

- (1) 民事行為能力がない、または民事行為能力について制限がある者
- (2) 汚職、賄賂、財産横領、財産流用または社会主義市場経済秩序の破壊により刑罰に処され、執行期間満了後5年に満たない者、また執行猶予を宣告され、執行猶予期間満了後2年に満たない者
- (3) 破産清算した会社、企業の董事または工場長、総経理を担い、当該会社、企業の破産に個人として責任のある者で、その会社または企業が破産清算完結日から3年に満たない者
- (4) 法律違反により営業許可証が抹消され、閉鎖命令を受けた会社、企業の法定代表者を担い、かつ個人として責任のある者で、その会社、企業が営業許可証の抹消、または閉鎖命令を受けた日から3年に満たない者
- (5) 個人として負っている比較的大きな債務の期限が到来したにもかかわらず完済できず、法院より信用喪失被執行者として認定された者

3、会社の別冊管理、社会信用コード制度の明確化（第4章）

- (1) 既存会社が経営異常名録に記載され、2027年6月30日までに払込期限を調整できない場合、登記部門は別冊で管理する。
- (2) 社会信用コードは一会社一コードとし、会社の設立登記が取消または抹消した後、登記部門は社会信用コードを追跡できるように統一管理する。

4、その他（第5章）

- (1) 規定のないことについては、「中華人民共和国市场主体登記管理条例实施细则」⁶等の部門規則、規定を適用する。
- (2) 外商登記法律、行政法規または部門規定に会社の登記管理に特段の規定を有する場合、それらの規定を適用する。

上記二つの法令以外に、最高人民法院が6月29日に「「中華人民共和國公司法」適用の時間効力に関する規定」⁷を公布し、7月1日以降に発生する会社関連の民事紛争を処理する場合の改正前後の法律適用に関する解釈を明確にしました。関連内容は本稿主旨との関連性がやや低いため、ここでは記述しません。

二、「改正公司法」施行後の定款改正に関わる実務上の運用

「改正公司法」は、改正前と比較して、削除されたものが16条あり、新たに追加または修正されたものが228条に上り、実質的に修正されたものは112条ありました。改正内容は、主に国有企業改革の深化、国有資産企業の専門章の追加、会社の設立、清算制度の補完、会社登記管理規則の見直し、コーポレートガバナンス構造の改善、単層コーポレートガバナンス構造の導入、会社の登録資本金制度や期限付き払込制度の改革、支配株主、董事、高級管理職等の責務の強化、会社の社会責任強化、上場企業組織機構関連規定の強化に幅広く該当していますが、当面日系の中国現地法人からより多く問い合わせのある定款改正関連問題について、中部四省（湖北省・湖南省・江西省・河南省）における代表的な都市の市場監督管理部門から得た解釈に踏まえて、代表的な実務上の運用を以下のとおり報告します。

⁶ 原文リンク：https://www.gov.cn/gongbao/content/2022/content_5688790.htm

⁷ 原文リンク（中国国内から閲覧可）：<https://www.court.gov.cn/fabu/xiangqing/436481.html>

(一) 既存会社現行定款の改正届出期限について

「会社登記管理実施弁法」がまだ正式公布していないため、各地方の市場監督管理部門からは、「新たな登記・届出事項がなく、または定款に直接的に該当しない場合、当面は「改正会社法」に基づく改正を強く要求しない」、「董事会人数の調整等、定款に直接にかかわる登記・届出事項が生じる場合、「改正会社法」に基づいて定款を全面改正して届出することを求める」という指導意見を持つことが多いです。

湖北省と武漢市の市場監督管理部門と行政許認可部門よりは、上記指導意見の上、更に下記指導を得ています。

1、「中華人民共和国外商投資法实施条例」の第 44 条⁸に定めた 5 年間の経過措置に基づき、既存会社の「改正会社法」による定款改正は、2024 年 12 月 31 日までに完成すべきである。当該期限内に定款を改正し、改正後定款の届出を完成しない場合、2025 年 1 月以降の登記・届出事項には支障が生じる恐れがある。

2、外商投資企業は、登記変更を申請する際に、「改正会社法」に踏まえて全面改正した新定款もしくは定款改正案を合わせて提出することを求める。

江西省九江市の市場監督管理部門からも、既存の会社は 2024 年 12 月 31 日までに「改正会社法」に踏まえて定款を全面改正し、改正後の届出を完成すべきという指導意見を得ています。

(二) 定款における法定代表者に関する記載について

「改正会社法」には、下記定款上の記載に関わる法定代表者関連の改正があります。

1、第 10 条第 1 項、法定代表者は会社を代表して会社の事務を執行する董事または総経理が担任する。

2、第 10 条第 2 項、法定代表者が担当する董事または総経理が辞任する場合、同時に法定代表者を辞任することと見なし、会社は 30 日以内に新任の法定代表者を確定しなければならない。

⁸ 「中華人民共和国外商投資法实施条例」第 44 条仮訳：外商投資法の施行前に、「中華人民共和国中外合弁经营企业法」、「中華人民共和国外資企業法」、「中華人民共和国中外合作经营企业法」に基づき設立された外商投資企業（以下、既存外商投資企業と称する）は、外商投資法施行後 5 年以内に、「中華人民共和国会社法」、「中華人民共和国パートナー企業法」等の法律の規定に基づいてその組織形式、組織構造等を調整し、法に基づき変更登記を行うことも、引続き元の企業の組織形態、組織構造等を留保することもできる。2025 年 1 月 1 日より、法に基づく組織形態、組織構造の調整を行っておらず、変更登記をしていない既存外商投資企業に対しては、市場監督管理部門が、同社の申請するその他の登記事項の手続を行わず、関連の状況を公示する。

3、第 46 条、定款には法定代表者の設置、変更方法を記載しなければならない。

上記改正内容について、そのまま改正定款に反映、記載することを指導する市場監督管理部門が多いです。しかしながら、中部地区は現状、推薦可能な統一された雛形または明確な指導意見を有していないため、改正定款の届出を提出する前に案文を作成したうえで、所在地の市場監督管理部門の窓口と事前に相談することを勧めます。

附表 1

法定代表人信息

本表适用于设立及变更法定代表人填写。

姓 名		国别（地区）	
职 务	☐ 董事长 ☐ 执行董事 ☐ 经理	产生方式	
身份证件类型		身份证件号码	
固定电话		移动电话	
住 所		电子邮箱	

出所：「湖北省市場監督管理局 WeChat 公式アカウント」

<https://mp.weixin.qq.com/s/sa3VQDlowrcno6BQw6eivQ>

また、湖北省の市場監督管理部門は、法定代表者の登記を申請する際に、申請書類は従来の書式で運用していますが、職務については「執行董事」または「經理」を選択し、「董事長」を選択しないよう指導しています。

(三) 定款におけるコーポレートガバナンス構造に関する記載について

「改正会社法」には、下記コーポレートガバナンス構造に関する実質的な変更があります。

1、第 68 条第 2 項、従業員人数が 300 名以上の有限責任公司について、監事会を設置し、なおかつ従業員代表が担当する監事を有する場合を除き、董事会メンバーには従業員代表を有しなければならない。

2、第 69 条、董事会に董事により構成される監査委員会を設置する場合、監事会または監事を設置しないことができる。

3、第 83 条、規模のやや小さいまたは株主人数のやや少ない会社は、監事会を設置せず、1 名監事を設置することができる。また、株主全員の同意を経て、監事を設置

しないこともできる。

また、株主会、董事会、監事または監事会の権限についても「改正会社法」が一部調整しています。しかし、上記のコーポレートガバナンス構造に関する変更を含め、「法定代表者」に関する記載と同じく、中部地区は現状、推薦可能な統一された雛形または明確な指導意見を有していないため、改正定款の届出を提出する前に案文を作成したうえで、所在地の市場監督管理部門の窓口と事前に相談することを勧めます。

(四) 定款における従業員監事または従業員董事に関する記載について

従業員人数が 300 名以上の有限責任会社に必要な従業員監事または従業員董事について、「労働組合の主席が従業員監事または従業員董事を担当する」のような限定的な記載を改正定款に追記したいという相談を受けました。一部の市場監督管理部門からは明確な反対意見を得ていませんでしたが、「改正会社法」第 68 条、第 76 条に定める「従業員代表は、会社従業員が従業員代表大会、従業員大会またはその他の形式を通じて民主的な選挙によって選出する」の規定により、従業員代表の範囲に関する限定を定款に記載することの妥当性は疑問されると考えます。

また、外商独資企業の場合、執行董事一名のみ設け、董事会と監事会両方とも設けないことにより、従業員監事または従業員董事の設置を避けることも有り得るという意見を持つ市場監督管理部門もありますが、いずれも非公式な解釈であり、自社の需要を踏まえて、関連の改正案文を検討し、所在地の市場監督管理部門の窓口と個別相談することを勧めます。

三、 その他

定款改正に加えて、下記中部四省の市場監督管理部門への問い合わせ時に得た情報についても、参考まで以下のとおり共有します。

(一) 中外合弁、中外合作、および 2015 年の会社法改正後にコーポレートガバナンス構造を調整しなかったその他の外商投資企業について、2024 年 12 月 31 日までに「改正会社法」に踏まえて定款、コーポレートガバナンス構造を改正・調整し、変更登記・届出手続きを行わなければならないと、中部四省の市場監督管理部門から指導されています。

(二)「改正会社法」および「登録資本金管理規定」に「国家企業信用情報公示システム」を通じて公示する事項について、これまで市場監督管理部門における届出が必要な状況（例：会社解散の際における清算組の届出）について、明確な新法令または国家市場監督管理総局からの指示や、関連登記用書式の改訂が明確化されるまでに、依然として従来の市場監督管理部門における届出手続きを行わなければならないと、中部四省の市場監督管理部門から指導されています。

(三)「改正会社法」に「新聞または国家企業信用情報公示システムに公告する」と記載する事項（例：資本金減少、合併、分割）について、従来のような新聞における公告を求めず、どちらか一つの媒体において公告すればよいと、中部四省の市場監督管理部門から指導されています。

上記でまとめた内容については、実例を有している、または武漢、襄陽、長沙、岳陽、南昌、九江、鄭州、洛陽等の中部四省都市の市場監督管理部門との確認を経っていますが、今後の更なる新法令の公布、市場監督管理部門における内部意見、市場監督管理部門担当者の個人見解により異なる解釈が生じることも有り得るため、会社所在地市場監督管理部門と適宜相談することを勧めます。